

本紙は「カード盗難保険」の重要事項説明書です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご加入いただく際は、お客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお申し出ください。

本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、保険契約者である楽天グループ株式会社までお問い合わせください。

ご不明な点は、ご遠慮なく代理店または弊社までお問い合わせください。

マークの
ご説明



保険商品の内容をご理解
いただくための事項



ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、
特にご注意いただきたい事項

「楽天ペイチャージバック補償団体保険制度」の正式名称はカード盗難保険です。この保険契約は、楽天グループ株式会社（以下「楽天」といいます。）を保険契約者、楽天市場ご出店舗様を加入者（被保険者）とする団体契約です。

なお、加入者（被保険者）は、楽天市場出店規約に基づき、楽天と当社がインターネット上で運営するショッピングモール「楽天市場」への出店に関して契約関係にあり、かつ楽天ペイ（楽天市場決済）を導入している店舗様であることが条件となります。

補償内容は、保険の種類に応じた普通保険約款 特約によって定まります。詳細またはご不明な点等については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

I 契約締結前におけるご確認事項

1

商品の仕組み



【カード盗難保険】

盗難されたまたは紛失したカードがカードホルダー以外の者に保険期間中に不正使用された結果、店舗が被る損害を補償する保険です。この保険契約は、カード盗難保険普通保険約款に各種特約条項をセットした保険です。

2

基本となる補償等

① 基本となる補償

■ 被保険者

楽天市場出店規約に基づき、楽天と当社がインターネット上で運営するショッピングモール「楽天市場」への出店に関して契約関係にあり、かつ楽天ペイ（楽天市場決済）を導入している店舗様

■ 保険金をお支払いする場合

次のいずれかに該当する事由が発生し、かつ、クレジットカードまたはIDナンバー等が保険期間中に楽天市場加盟店舗でカードホルダー以外の者に不正使用されたことに起因して、被保険者がチャージバックの認定を受けることにより、被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ① クレジットカードが盗難（盗取、詐取または横領の被害に遭うことをいいます。ただし、目的物がIDナンバー等である場合は、不正にカード保有者以外の者の知るところとなることをいいます。）に遭い、または紛失したこと。
- ② クレジットカードが偽造（カード発行者以外の者が、真正なカードに類似の外観または機能を有するものを権限なく作出することをいいます。）または変造（カード発行者以外の者が、真正なカードを権限なく不正に改変することをいいます。）されたこと。
- ③ クレジットカードの会員番号、各種暗証番号、確認番号、有効期限情報その他のカード情報（以下「IDナンバー等」といいます）が盗難されたこと。

また、以下の条件を満たしていることで保険金のお支払いをしますので、ご注意ください。

- 楽天およびクレジットカード会社が配送停止の連絡を行っていない注文であること
- 店舗にて過去の不正使用履歴を常に作成し、受注に際して当該取引が当該不正履歴に該当しないことを店舗において確認していること
- 楽天またはクレジットカード会社が提供する不正使用情報を常に確認し、受注に際して当該取引が当該不正使用情報に該当しないことを店舗において確認していること
- 楽天への支払債務の履行を遅延していないこと
- 出店停止または出店規約解除の通知を受けていないこと
- 過去6か月間に、規約等の違反、顧客からの苦情等の理由で、楽天から注意喚起 指導を一度も受けたことがないこと
- 店舗の役職員または、その親族との取引でないこと
- 当該取引について、相手方もしくはその関係者、保険会社等から損害の一部または全部の賠償を受けていない（受ける予定がない）こと
- 天災地変、戦争、テロ、労働争議、大規模なネットワーク障害などにより著しく社会秩序が混乱していないこと

■ 保険金をお支払いしない主な場合

次に掲げる損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 保険契約者、被保険者（これらの者が法人である場合には、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険契約者または被保険者の同居の親族、別居の未婚の子、同居人、留守人もしくは使用人が自ら行い、または加担した盗難等
 - ④ 保険期間の開始前に生じていた盗難等。ただし、この保険契約が更新契約である場合は、この保険契約が更新されてきた最初のカード盗難保険契約（保険契約者が当会社と締結した普通約款に基づく保険契約をいいます。）の保険期間の開始前に生じていた盗難等とします。
 - ⑤ クレジットカードが発行者からカードホルダーに到達する前に生じた盗難等
 - ⑥ クレジットカードまたはIDナンバー等の管理におけるカードホルダーの責めに帰すべき事由
 - ⑦ 被保険者による楽天市場の加盟店規約の違反
 - ⑧ 国際ブランド（クレジットカードによる決済が可能なシステムを提供する事業者をいいます。）が制定する会員規約に違反している加盟店で行われた不正使用
 - ⑨ 国際ブランドが制定する会員規約に規定されていないチャージバック
 - ⑩ 次のいずれかに該当する事由に基づく著しい秩序の混乱に乘じ、または付随して生じた盗難等
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ※ 上記以外にもお支払いしない場合があります。詳細は取扱代理店または弊社までお問合わせください。

② お支払いする保険金

この保険でお支払いする保険金は次のとおりです。

保険金

- クレジットカード不正使用による楽天市場内での不正な注文によって、店舗様がクレジットカード会社からチャージバックを受けたことによって損害を被った金額から免責金額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。
ただし、支払限度額を限度とします。
- 利息および手数料は上記不正使用された金額には含みません。

※ 楽天ペイチャージバック補償団体保険制度全体の総支払限度額（1年間）は、3億円となります。
3億円を超えた場合は、本団体制度は終了します。

③ 支払限度額 免責金額 (注)



支払限度額とは、この保険契約により保障される損害が発生した場合に弊社が支払うべき保険金の限度額をいいます。支払限度額の適用の詳細は以下、支払限度額 免責金額 (注) 保険料表をご参照ください。お客様が実際にご加入いただく支払限度額、免責金額 (注) については、加入申込WEB画面 加入者証の「支払限度額」欄、「免責金額」欄をご確認ください。

なお、保険金をお支払した場合は、支払限度額からそのお支払いした額を差し引いた残額が、損害が生じた時以降の保険期間に対する支払限度額となります。

支払限度額 免責金額 (注) 保険料表

コース名	支払限度額 1か月あたり (保険期間中)	免責金額 (注) 1か月あたり	月額保険料
楽天ペイ プレミアム	85万円(1,020万円)	15万円	8,000円
楽天ペイ スタンダード	35万円(420万円)	15万円	5,000円
楽天ペイ 海外配送プレミアム	50万円(600万円)	50万円	3,000円

(注) 免責金額は、楽天ペイベーシックから補償される1か月あたりの支払限度額となります。

- ・楽天ペイプレミアム、楽天ペイスタンダードは、どちらか1コースのみご加入いただけます。
- ・楽天ペイ海外配送プレミアムへは、楽天ペイプレミアムまたは楽天ペイスタンダードと合わせてご加入いただけます。または、楽天ペイ海外発送プレミアムのみご加入も可能です。

④ 保険期間および補償の開始 終了時期



■ 保険期間

2024年7月1日午後4時～2025年7月1日午後4時

※保険期間の途中に加入される場合の補償期間について

加入手続きの完了がその月の25日以前の場合：加入申込月の翌月1日 (補償開始日) ～2025年7月1日

加入手続きの完了がその月の26日以降の場合：加入申込月の翌々月1日 (補償開始日) ～2025年7月1日

お客様が実際にご加入いただく補償期間については、加入者証の「保険期間」欄をご確認ください。

※自動継続の取扱いについて

満期日までにご加入内容の変更や継続停止のご連絡が無い場合、前年同内容のコースで保険期間1年間の自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

※次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合

※次のような場合には、楽天より安全状況について確認させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

3か月連続で、1か月に10回以上のチャージバックが発生している場合等。

※楽天ペイチャージバック補償団体保険制度全体の総支払限度額(1年間) は3億円となります。

3億円を超えた場合は、上記の保険期間満了前に本団体制度は終了します。

■ 補償の開始 終了時刻

始期日の午後4時 (加入申込WEB画面 (注) にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻) に補償を開始し、保険期間満了日の午後4時に終了いたします。

(注) この保険契約の申込みをするために弊社に送信する画面をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合はこれらの書類を含みます。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み



保険料は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。お客様が実際にご加入いただく保険料については、加入申込みWEB画面 加入者証の「保険料」欄をご確認ください。

保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご加入と同時に払い込みください。

② 保険料の払込方法等



保険料は、楽天の保険料請求により、楽天に払い込む方式となります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

4 満期返れい金 契約者配当金



この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1

告知義務



保険契約者または被保険者には、ご加入時に加入申込WEB画面、クレジットカード会員規約および加盟店もしくは登録店規約の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、弊社に告知いただいたものとなります。）。加入申込WEB画面に入力された項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込WEB画面の入力内容を必ずご確認ください。

2

クーリングオフについて



この保険は、お客様が営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフを行うことはできませんので、ご注意ください。

3

補償の重複に関するご注意



- 補償内容が同様の保険契約（特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご確認ください。

4

その他のご注意



この保険契約は団体契約のため、弊社所定の保険料領収証は発行しません。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1

通知義務



ご加入後、次に該当する事実が発生した場合には遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○ご加入後、楽天市場への出店を止めた場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、補償内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。

○加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合

○特約の追加等、契約条件を変更する場合

2

解約される場合



ご契約を解約される場合には、取扱代理店または弊社までお申し出ください。なお、解約返れい金はありません。

3

加入者証の確認 保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

※この保険契約は団体契約のため、保険証券は発行されません。

また、ご加入手続から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

4

保険加入に関する調査

保険加入に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報取扱の取扱い

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理 履行、付帯サービスの提供、他の保険金融商品等の各種商品 サービスの案内 提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用 提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求 支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品 サービス等の提供 案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新 管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理 行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約時にご契約者、被保険者またはカード発行者に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご契約を取り消すことができます。
- ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていただ場合は、ご契約は無効になります。
- 以下に該当する場合は、弊社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ご契約者または被保険者が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

- この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人 *1」、またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80% *2まで補償されます。

*1破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る）が対象です。

*2破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に関わる保険金については100%まで補償されます。

4 その他契約締結に関するご注意事項

- * 代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがってご契約の代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- * ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理 代行を行います。
- * この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

- * 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続の経緯について確認させていただくことがあります。
- * この保険は楽天グループ株式会社を保険契約者とし、楽天市場ご出店店舗様を被保険者とする楽天ベイチャージバック補償団体保険制度（楽天チャージバック特約（任意付帯）等セットカード盗難保険）です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は楽天グループ株式会社が有します。

5 クレジットカードの発行者よりチャージバックされた場合

(1) クレジットカードの発行者よりチャージバックされたときの手続き

クレジットカードの発行者よりチャージバックされた場合は、損害の発生および拡大の防止につとめ、すみやかに取扱代理店にご連絡ください。

ご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(2) 保険金請求時に必要となる書類等

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、次の書類等をご提出いただく場合があります。なお、保険金請求権については時効（3年）がありますので、ご注意ください。

ご提出いただく書類または証拠	書類の例
● 弊社所定の保険金請求書	● 弊社所定の保険金請求書
● 弊社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類（注） （注）事故発生の状況 日時 場所、盗難または紛失等の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	● 弊社所定の事故内容報告書、警察署の証明書、損害明細書 など
● 被害額を確認する書類	● 加盟店の売上票 など
● その他必要に応じて弊社がご提出を求める書類 ① 保険金請求権者を確認する書類 ② 弊社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	① 住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書代表者事項証明書 ② 調査に関する報告書 など

※事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

6 取扱代理店および引受保険会社

【取扱代理店】

楽天インシュアランスプランニング株式会社

〒107-0062 東京都港区南青山二丁目6番21号 楽天クリムゾンハウス青山

TEL:0120-994-294（平日9:00~18:00（年末年始は休業させていただきます。））

【引受保険会社】

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

各引受保険会社は申込手続きにおいて決定される引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

● 東京海上日動火災保険株式会社

〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1

TEL:03-5223-3585（平日9:00~17:00（年末年始は休業させていただきます。））

● 楽天損害保険株式会社

〒107-0062 東京都港区南青山二丁目6番21号 楽天クリムゾンハウス青山

TEL:0120-115-603（平日9:00~17:00（年末年始は休業させていただきます。））

■ 本紙で用いる用語解説

■ 契約者

保険契約の当事者（保険料を払い込みいただく方）であり、保険契約上のさまざまな権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。

■ カードホルダー

カード保有者（カード発行者からカードの会員規約または利用規定に従ってカードを利用することを認められた者）のことをいいます。

■ 被保険者

補償を受けることができる方をいいます。

■ 保険金額

ご契約金額のことをいいます。

■ クーリングオフ

一定期間(8日間)を経過するまでに、保険契約申込みの撤回や解約ができる制度のことをいいます。ただし、クーリングオフができる場合には、一定の条件があります（保険期間1年超のご契約等）。

■ 解除

弊社からの意思表示によって保険契約の効力を失わせることをいいます。

◆一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）



弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

東京海上日動火災保険株式会社